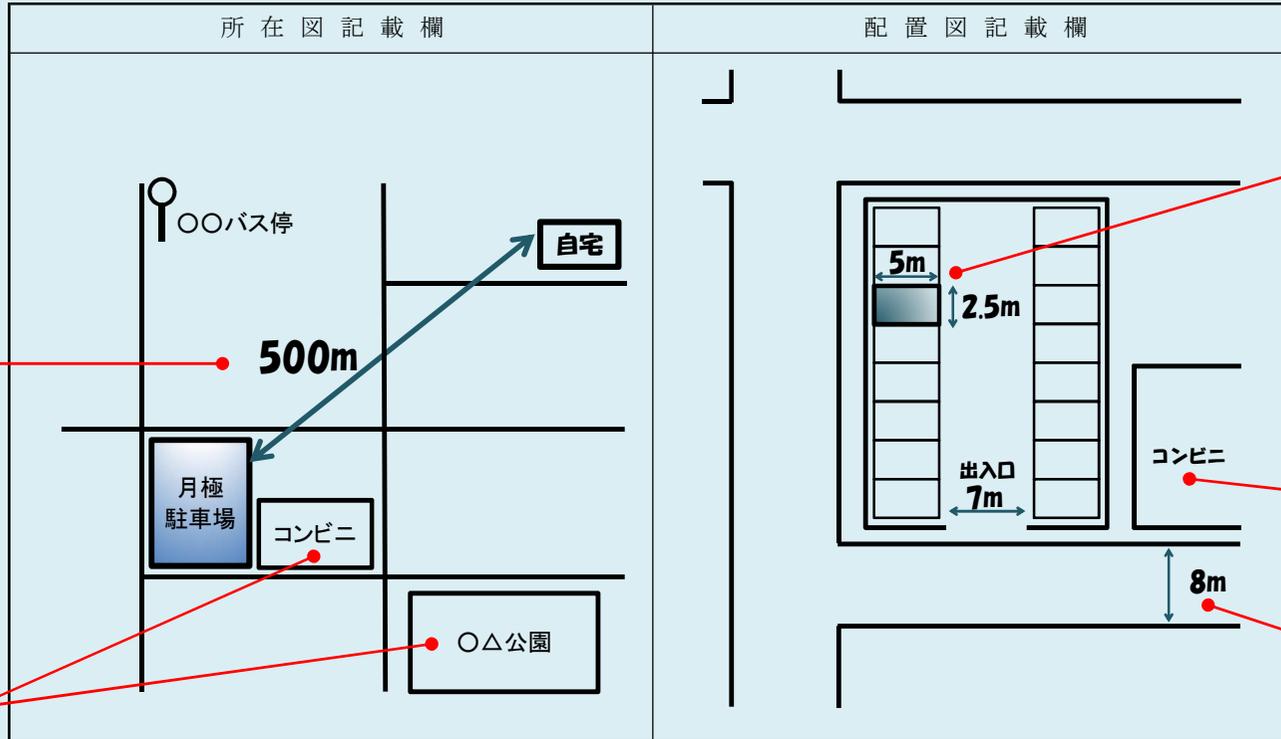


【保管場所の所在図・配置図の記載例】

※所在図とは、保管場所の付近の道路及び目標となる地物を表示したものをいいます。
 ※配置図とは、保管場所、保管場所の周囲の建物、空地及び道路を表示したものをいいます。

保管場所の所在図・配置図



「使用の本拠の位置(自宅・事務所等)」と「保管場所の位置」との間を直線で結び、その距離を記載してください。

※注意※
 ・「使用の本拠の位置」から「保管場所の位置」までは直線距離で2km以内である必要があります。

目標となる建物を記載してください。

【配置図】
 ・自宅の場合は、敷地を記載し、保管場所を明示してください。
 ・保管場所は、奥行き、幅の平面の寸法を記載してください。
 ・高さ制限のある駐車場については、高さも記入してください。

周囲の建物を記載してください。

車が入り出る道路の幅員を記載してください。

- 備考 1 別紙として、地図のコピーを添付できる。
 2 保管場所に接する道路の幅員、保管場所の平面の寸法をメートルで記入する。
 3 複数の自動車を保管する駐車場の場合は、保管場所を明示する。
 4 使用の本拠の位置(自宅等)と保管場所の位置との間で線で結んで距離を記入する。
 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

【注意事項】

- 次に該当する場合は、自動車保管場所証明申請書又は自動車保管場所届出書の「保管場所標章番号欄」に旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより「所在図」の記載を省略することができます。
 - ・「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」のいずれも、旧自動車と変更がない。
 - ・自動車保管場所証明申請の場合は、申請の時点で旧自動車を保有している。軽自動車の自動車保管場所届出(新規)の場合は、届出の時点で旧自動車を保有しているか、又は届出日の前15日以内に保有していた。
- 「自動車の使用の本拠の位置」と「自動車の保管場所の位置」が同一の場合も、「所在図」の記載を省略することができます。
- 上記に該当する場合でも「配置図」は省略できません。
- 警察署長が保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るために特に必要と認めるときは所在図の提出を求める場合もあります。
- 消すことのできるボールペンは使用しないでください。
- 上記は、一般的な記載の一例ですので、不明な点は書類を提出する警察署にお問い合わせください。